



『新事業創出等に取り組む事業者応援補助金』

に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動に大きな影響が及ぶ中、アフターコロナを見据え、市内事業者のデジタル化を促進し、経営基盤の強化を図ることを目的として、デジタル技術を活用した新たな商品・サービスの開発や販路開拓の取組、製造工程の効率化、業態転換等を行う取組に係る経費の一部を補助します。

支給額

1事業者あたり 上限**50万円**
【補助対象経費×補助率】

申請期間

令和3年**9月1日(水)** から
令和3年**10月29日(金)** まで

対象者

※予算の上限に達した場合には、上記の期間中でも事業を終了することがあります

中小企業基本法第2条に定める中小企業者等で、次のすべての要件を満たすもの

- ① 廿日市市に事業所(法人の場合は本社)があるもの
- ② 今後1年以上事業を継続する予定であるもの
- ③ 市税等を滞納していないもの
- ④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団及び暴力団員等に該当しないもの

※上記以外にも要件がありますので、詳しくは「廿日市市新事業創出補助金交付要綱」をご確認ください

対象外となるもの

- ・ 公序良俗に反する、又は反するおそれのあるもの
- ・ 一般社団法人、公益社団法人、医療法人、学校法人、社会福祉法人、任意団体等

交付条件

補助金交付額が20万円未満の場合、補助金の交付対象外になります。

【条件1】 補助対象経費に補助率を乗じた金額が、20万円以上となること

(例) 補助対象経費として30万円(税抜き)を業者に支払った⇒20万円(補助金交付額) ※補助率 2/3 の場合

【条件2】 商工会議所・商工会に事前相談を行い、経営指導員等に事業計画の確認を受けること

市内の商工会議所又は商工会に事前相談を行い、経営指導員等又は専門家のアドバイスを受けて事業計画を策定すること。なお、作成した事業計画の確認を経営指導員等から受けていること。

補助率

【補助率】2/3

ただし、事業継続力強化計画の認定を受けた又は申請を行った場合に限り【補助率】3/4

【補助対象経費】

- ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費 ④旅費 ⑤開発費 ⑥資料購入費 ⑦雑役務費 ⑧借料
- ⑨専門家謝金 ⑩専門家旅費 ⑪設備処分費 ⑫委託費 ⑬外注費 ⑭その他実行委員長が適当と認める経費

申請書類

◎ 廿日市市新事業創出補助金申請書

《添付書類》

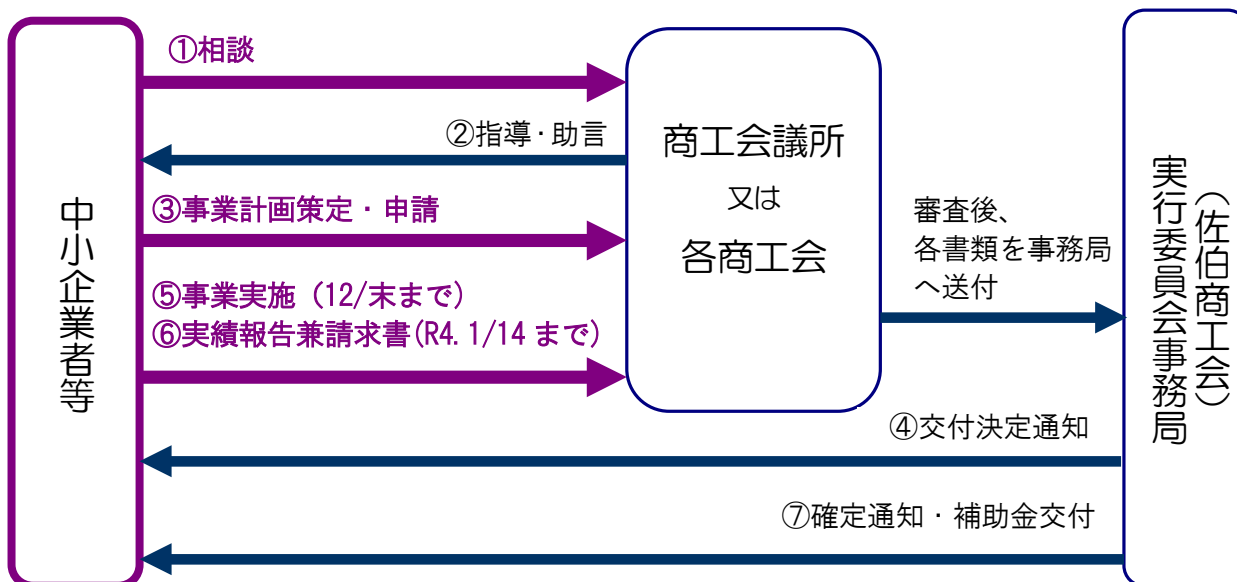
- ① 誓約書及び同意書
- ② 事業を行っていることが確認できる書類
 - 法人 直近の法人事業概況説明書の写し(受付印があるもの)
 - 個人 直近の確定申告書第一表の写し(受付印があるもの)

※創業後申告時期が未到来の場合は、法人設立届出書又は開業届出書の写し
- ③ 本人確認書類の写し(個人事業主の場合)
- ④ 補助事業計画書(様式2-1、2-2)
- ⑤ 補助事業計画に関する確認書
- ⑥ 事業概要書及び営業許可書(必要な業種のみ)の写し

申請方法

【会議所等の会員の方】 所属する商工会議所又は商工会へ申請してください

【会議所等の会員以外の方】 最寄りの商工会議所又は商工会へ申請してください



【申請・問い合わせ先】 新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会

■廿日市商工会議所

〒738-0015 廿日市市本町5-1 電話 20-0021 FAX 20-0022

■佐伯商工会

〒738-0222 廿日市市津田1963-3 電話 72-0690 FAX 40-1010

■大野町商工会

〒739-0434 廿日市市大野1-1-27 電話 55-3111 FAX 54-1882

■宮島町商工会

〒739-0553 廿日市市宮島町527-1 電話 44-2828 FAX 44-2829

※新型コロナウイルス感染症対策産業振興実行委員会は、地域の経済活動の回復及び感染症対策等にオール廿日市で取り組むために設立した組織です。(構成員:廿日市市、商工会議所・各商工会、各観光協会、農業協同組合、水産振興協議会、金融懇談会)